

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第11回）

- 日 時 令和4年2月10日 午前10時09分～午前11時54分
午後1時00分～午後1時10分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 議 長 草間道治
- 参 考 人 及川圭介教育長、浅岡優子人事課長、鈴木基史法制文書課長、
高梨真一学校教育課長
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長 高梨久子議会総務課長、
長島ひろみ議事グループリーダー

-
- 委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。
初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。
今回も、引き続き政治倫理基準違反の行為の存否についての審査を進めてまいります。
本日は、前回決定いたしましたとおり、市の職員の出席を求めています。今回は参考人という形で出席いただきましたので、委員の皆さんにおかれましては違反行為の存否を判断するための参考として、それぞれ必要な事項について質疑を行っていただきますよう、よろしくお願いたします。
なお、質疑の際には、着席する職員が分かるように、何に関する質疑かを先に述べていただくようお願いいたします。
それでは、順次、質疑をお願いいたします。
- 委員 義援金のポロシャツについて質問させていただきます。先日、請求者からはTシャツや復興ポロシャツへの関与の仕方への疑問があるということだったので、その中の義援金シャツについてなんですけれども、この義援金シャツというのはいつから始まって、実行委員会設立には商工会議所、商店街連合会などが構成メンバーになっていると思うんですけれども、その経緯を含めてお聞かせください。
- 人事課長 義援シャツは、東日本大震災が発生した平成23年度から始まりまして、初年度の23年度は、三浦市職員厚生会と三浦市商店街連合会の協働で取組が始まりまして、日本赤十字社を

通じて寄附を行っています。翌年度、24年度からは三浦商工会議所、三浦市商店街連合会、三浦市職員厚生会をメンバーとする義援シャツ販売実行委員会を組織して取組を始めました。それ以降、25年度以降は南三陸町に直接寄附を行っています。

- 委員 設立の経緯は分かったんですけど、市の職員厚生会についてお聞かせください。
- 人事課長 三浦市職員厚生会はどのような団体かと申しますと、三浦市役所に勤務する常勤の職員が会員となっております。その会員の福利厚生のための事業を行っている任意団体でありまして、事務局を人事課が担っております。
- 委員 厚生会がこの実行委員会に関わったということで、任意の団体と言っていましたが、何か事務的なものとかに公費などは使われているものなんですか。
- 人事課長 厚生会に対しまして市から補助金は出ておりますけれども、義援シャツの販売については市費は充てられておりません。
- 委員 厚生会が実行委員会の事務に関わったことについては、どんな経緯というか……、この10年間やってきたことについて改めてお聞かせください。
- 人事課長 三浦市職員厚生会は義援シャツ販売実行委員会の構成団体の一つであります。厚生会の事務局を担っている人事課職員が実際には義援シャツの申込みの集約や集金を行っておりまして、人事課職員は厚生会の事務局職員として義援シャツの申込み等の事務に当たっております。
- 委員 ただ事務に関わっていたということで、別に何か当該議員のお店との連携というのは一切ないということではないですか。
- 人事課長 はい、おっしゃるとおりです。
- 委員 以上です。
- 委員 今の関連質問ですけれども、義援金シャツについて、厚生会が任意団体の事務に関わることに全く問題はないということをお願いたします。
- 人事課長 職員は、地方公務員法によりまして職務に専念する義務があると定められております。三浦市職員厚生会の事務を行う人事課の職員については、三浦市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例というのがあるんですけども、この規定によりまして職務に専念する義務を免除して厚生会の事務を行っておりますので、厚生会の事務に携わることについての問題はないです。
- 委員 職員は職務に関する義務の特例を使っているということで、よろしいですね。
先ほど、職員厚生会は人事課が請け負っているということなんですけども、人事課は何人ぐらい厚生会のメンバーになっているのでしょうか。
- 人事課長 人事課の職員8名がこの職に当たっております。
- 委員 全員で何人いるんですか。
- 人事課長 人事課職員8名おりまして、その全員がこの職に当たっております。

○委員 仕事の内容を分けているということですか。この人が厚生会担当とかって分けているんですか。

○人事課長 人事課職員が日頃から厚生会の職——具体的に日頃の業務としては、例えばチケットのあっせんであったりとか、最近やっておりませんがソフトボール大会の開催とか、人間ドックに対する補助等の業務があります。こちらについて人事課の職員全てで対応しているという状況ですので、人事課の職員8名全員が厚生会の事務局の職員として行っておるという状況です。

○委員 義援金シャツの販売は、三浦市議会議員政治倫理条例第5条の、市が行う契約に該当するという事ではないですか。はっきりお答えいただきたいと思います。

○人事課長 義援シャツの販売につきましては、先ほども申し上げましたように任意団体である三浦市職員厚生会が行っているということですので、該当しないと考えております。

○委員 販売は三浦市の厚生会が行っているということでしたけれども、その受注業者の選定はどのように関わっているのか。

○人事課長 受注業者の募集や選定につきましては、義援シャツ販売実行委員会の構成団体である三浦市商店街連合会が行っておりまして、職員厚生会は関わっておりません。

○委員 では、職員がそれを買ったりする間に入って、福利厚生をしているということで、そのように受け止めてよろしいですか。

○人事課長 おっしゃるとおりです。

○委員 義援金シャツについては以上です。

次、三崎小学校のTシャツをお願いいたします。三崎小のTシャツの受注に関してなんですけれども、こちらは三崎小学校ということじゃなくて学校支援協議会というものが行っているということで領収書とかに出ておりますけれども、学校支援協議会というのはどのような組織なんでしょうか。

○学校教育課長 学校支援協議会なんですけれども、運営要綱にも示してありますとおり、三崎小学校の場合ですと三崎小学校の教職員、保護者により構成される任意団体となっております。学校行事等での祝儀等の会計について適正な運営及び執行を図り、児童の健全な育成や地域と一体になった学校教育活動の活性化に資する事業を行うために設置されたもので、営利を伴わない公益的なものとなっております。

○委員 先ほど、三崎小学校の場合はおっしゃっていましたがけれども、これは市内小中学校、全学校が学校支援協議会というものを持っているのでしょうか。

○学校教育課長 もちろんそのとおりで、三崎小学校でしたので、三崎小学校の教職員という言い方をしました。

○委員 じゃ、どこの学校も学校支援協議会というものがあって、様々なイベントで学校支援協議会が間に入っているということでもよろしいんですね。

○学校教育課長 委員のおっしゃるとおりです。

○委員 三崎小学校の学校支援協議会がTシャツを販売するに至った経緯について、それをお聞かせいただけますか。

○学校教育課長 そもそものはじめは、もっと前から話していくことになるんですけども、平成28年の年度当初頃に、三崎小学校の先生方で行事用のオリジナルのデザインのTシャツを作ろうという話がまず起こりました。運動会や遠足などで教職員が目立つように、子供たちから見えるように着るといふものです。そのときに、どうせオリジナルのTシャツを作るならば、そのときにやっていた義援金の部分を乗せながら義援金シャツにできないかということになりまして、そのときに義援金シャツを扱っている藤田議員に相談をしたと聞いております。その結果、商工会議所のほうに相談していただいて、義援金の500円を乗せる形で支払えば問題ないということでしたので、三崎小のマークを背中につけ、ツナ之介のマークを入れた義援金Tシャツを作り、教職員が購入し、運動会で教員が着ました。

そのときに、運動会で着ていた教員の姿を見て、背中に大きく三崎小のマークがあるんですけども、そのマークがとても評判がよくて、保護者や地域の方からぜひ欲しいという声が多数上がったというふうに聞いております。ただ、これについては三崎小学校職員の義援金シャツとして売っていますので、でしたらば、6年後に150周年を控えておりますので、その機運を高めるために、義援金のツナ之介の分を外して、150周年行事の準備金200円を乗せて、学校支援協議会が主体となって希望者に対し販売を開始していくという流れになっております。

○委員 先ほどの義援金ポロシャツと同じなんですけど、教職員が任意団体の事務に関わっているということでもありますけれども、この辺は問題はないのでしょうか。

○学校教育課長 教職員の職務は多岐にわたっておりまして、本務とそれ以外を明確に分けることが難しい場合があります。今回のような場合は、任意団体の事務を本務の影響のない時間に行っているというふうに解釈してまいりました。

○委員 それじゃ、教頭先生のお名前が出ておりましたけれども、問題はないということを受け止めてよろしいですね。

○学校教育課長 問題はないと考えております。

○委員 あと、領収書の名義が校名となっておりますが、これは公費が投入されているのではないかと疑われるなど、問題はどうかでしょうか。

○学校教育課長 委員おっしゃるとおり、今回の取引の場合は、通帳から読み取ると、支援協議会が発注した分に対して支出がなされて、それに対する請求が行われているということは明確に分かるんですけども、その前の注文書もそうなんですけども、確かに領収書に校名が使われているという部分としては、処理として適当な状況ではなかったというふうに考えております。

なお、現在については、学校支援協議会として全て処理をするようにしております。

○委員 公費が投入されていないということだったんですけども、こういう問題は初めて上がったことでもありますので、その辺がミスだったということも教育委員会は認めておりますけれど

も、今度は三崎小学校に限らず、どこの学校も学校支援協議会ということで領収書の発注とかはしていただくように、その辺は教育委員会としても徹底していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○学校教育課長 校長先生方にこちらのことについては情報共有しながら、しっかりと学校支援協議会として必要な場合には出すという形で伝えております。

○委員 契約書の作成はないのですが、これは契約上の問題は発生しないのでしょうか。

○学校教育課長 こちらはなくても大丈夫だと考えております。

○委員 これは何か根拠があるんですか。

○法制文書課長 民法では、契約の内容を示して、その締結を申し入れる意思表示に対して相手方が受諾をしたときに契約は成立しているというふうにしております。契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しないというふうになっております。学校支援協議会は任意団体でございますので、契約方法を縛る法令の特別の定めはございません。つまり、発注表を相手に送って、それに受注する受注者が応諾をすれば、契約を証する書面を作成していなくても契約は成立することになります。

○委員 それでは、契約書の作成というものは、この団体では全く問題はなかったということで受け止めてよろしいでしょうか。

○法制文書課長 問題ないと考えております。

○委員 続いて、これは法人でない学校支援協議会と事業者との間で契約を締結することができるのでしょうか。

○法制文書課長 まずは、契約をするには権利能力というものが必要になります。日本において権利能力を有すると言われるのは、自然人と法人であるというふうにされております。

任意団体については、基本的には法人には当たりません。法人格を持たないということになりますが、司法上では権利能力なき社団という考え方があります。これは、法人格はないものの、人の集合体であって、独立かつ単一で存在、活動し得るもの、例えば地域の集まりなんかがそういうものに当たるんですけど、こういったものについては、判例上、権利能力なき社団という概念として認められておまして、これは現在では取引の主体になり得るというふうに認められております。ですので、契約はもちろん、訴訟においても当事者たる地位を有する者というふうになります。

今回問題になっている支援協議会がこれに当たるかどうかというのは、最終的には司法の判断になりますけれども、少なくとも規約に当たる要綱を定めていまして、団体としての組織を備えています。それから、その他団体に関する約束事が幾つか定められておまして、そういったものを持っていますので、この権利能力なき社団に当たると考えております。

○委員 何か非常に難しいんですけども、要綱が定められているということで、これは総会とか財産管理方法とか何かそういうものがあると思うんですけど、そういうのはどうなんでしょう

か。

○法制文書課長 権利能力なき社団の成立要素が4つほどあります。これは、団体としての組織を備えていること、それから、多数決の原則が行われていること、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し得ること、それから、代表の方法、総会の運営、財産の管理、その他団体としての主要な点が確定していることというのがあります。必ずしもこれを全部備える必要はないというふうにされていますが、少なくともこのうち団体としての組織を備えているとか、あとは構成員が変わっても団体は存続しますし、あと口座なんかを定めていて、財産の管理方法についても若干触れているところもありますので、問題はないというふうに考えております。

○委員 今の話で、法的なことでも全く問題はないということで受け止めさせていただきました。

戻りますけれども、学校支援協議会のメンバーというのは何人ぐらいで構成されているのでしょうか。

○学校教育課長 要綱上にも記載してあるんですけれども、まず保護者2名、校長及び教頭、そして教職員1名の5名での構成となっております。

○委員 それじゃ、5名以上というところでは、それは整合性があるということでもよろしいんですね。分かりました。

今、義援金ポロシャツについてと150周年三崎小Tシャツについて……、150周年という、三浦市にとっても三崎小学校の大イベントになると思うんですね。こちらは三崎下町の住民としてはとても期待していることでもありまして、この義援金Tシャツ、ここにちょっとみそがついちゃったというところは残念ですけれども、今の話を伺いまして、全く問題がなかったということで受け止めさせていただきました。

当該議員におきましては、問題はないといっても、やはり議員ということがまず先に出ていまして、それは市民の方から誤解を招く一つの行動だったのかなと思うので、法に反しなくて、法にのっとってTシャツの受注ができたとしても、その辺はやはりよく考えて行動してほしいかなと思います。

以上です。

○委員 もう一度確認させていただきたいんですが、支援協議会の運営に当たっては、市費、公費が使われていなかったということでもよろしいんですね。

○学校教育課長 市費、公費の使用は一切ありません。

○委員 義援金シャツにつきましても、先ほど説明されていたとおりのことだと思うんですが、再度確認したいんですが、こちらも市費、公費の流用はなかったということでもよろしいんですね。

○人事課長 先ほどの私の説明の繰り返しになりますが、市費は充てられておりません。職員から集金した義援シャツ代金のみを実行委員会の事務局である三浦商工会議所に渡しているという状況でございます。

○委員 以上です。

○委員 義援シャツについてなんですけれど、東日本大震災の復興のために義援シャツということで、とてもいい話、話としては美談なんですけれど、気になるところもあるので何点かお聞きをいたします。

義援シャツの中で、マリーが扱っているポロシャツ、ボタンダウンポロシャツ、何枚売れたかなんていうのはつかんでいますか。

○人事課長 今、手元に資料がありませんので、お答えができません。

○委員 前回、請求者から、全体で5,799枚売れたということなんですけれど、その数字でいきます。1枚2,400円、500円が義援金。そうすると仕入れ値としては1,900円になるので、1,100万円の売上げ。利幅ってどのくらいあるのか分からないですけど、洋服って結構利幅があるんだよね。低めに見て50%だと550万円、マリーの利益になっていると計算上はなるんですけど。

なぜマリーに発注したのかというのは先ほど分からないということなんですけれど、最初、厚生会と商連でということ言っていました。そうすると、商連で決めたということなんですか。

○人事課長 私のほうでは存じておりません。

○委員 厚生会がどういう団体なのかというので、先ほどありました。市の職員の福利厚生を向上させるための団体ということなんですけれど、代表者というのは誰になるんですか。

○人事課長 理事会がありまして、理事長、副理事長がおります。

○委員 理事長は誰なんですか。

○人事課長 毎年度替わることがありますので、各年度によって理事長が異なる場合があります。

○委員 充て職じゃなくて。

○人事課長 充て職ではないです。

○委員 それは理事会で選ぶんですか。

○人事課長 理事長、副理事長は理事会において互選するということが厚生会の規約で決まっております。

○委員 理事というのはどういうふうに出されるんですか。

○人事課長 理事長は1名、副理事長が1名、理事が6名、これは6名の中に理事長、副理事長を含んでおります。それから、評議員が18名、幹事が2名ということで役員が決まっております。

○委員 さっきの契約の関係で、厚生会も権利能力なき社団という扱いなのか、自然人という扱いなのか分からないですけど、どっちにしても契約は理事長名でやるようになるかと思うんです。例えば、ポロシャツ何枚、Tシャツ何枚なんていうので実行委員会に注文をしているんですよね。資料2の4ページ、これはポロシャツの、実行委員会御中で申込書ということになっていて、その横に団体名、担当者名とあってあるんですけど、理事長名で注文をした、申込みをしたということになるんですか。

○法制文書課長 私のほうから。職員厚生会のほうは職員の注文を取りまとめているだけです。実際、業者のほうに発注するのは実行委員会となっておりますので、厚生会と実行委員会の関係

でいうと、厚生会は職員側の取りまとめをしているだけになります。

○委員　取りまとめをして、それをどこに注文したのかというと、これでいうと実行委員会に注文しているんですよ。

○法制文書課長　申込みをしています。

○委員　注文、申込み……契約ですよ。という意思を表したと。

○法制文書課長　構成団体の一つになりますので、間接的に。直接の注文は職員一人一人がしていることになると思います。

○委員　どこに注文していると。

○法制文書課長　実行委員会に申込みを依頼している形になります。業者との直接の取引は、あくまでも実行委員会が行っている。

○委員　実施要綱で、先ほど言われたように商店街連合会、職員厚生会、商工会議所、3団体が実行委員会の構成団体になっているんですけど、厚生会が実行委員会の構成団体として参加すること自体は大丈夫なんですか。

○法制文書課長　大丈夫だと考えております。

○委員　それで、平成24年以降も会計監査を厚生会の事務局長——人事課長ですかね——がやっていることになるんですけど、厚生会の事務局長が実行委員会の会計監査をするということも大丈夫ですか。

○法制文書課長　もちろん外部に監査を出すこともありますけれども、構成メンバーの中で監査役を決めて監査をするというのは、任意団体の中では通常であるというふうに考えております。

○委員　厚生会というのは市の職員の福利厚生、実行委員会は職員だけではなくて市民にTシャツ、ポロシャツを販売している団体。その仕事を……会計監査って仕事ですよ。任務というか役割を、市の厚生会、市の職員の福利厚生の向上を図る仕事の事務局長が、市民のポロシャツ、Tシャツの販売をする実行委員会の仕事をして大丈夫なんですか。

○法制文書課長　義援シャツの販売実行委員会ですけども、寄附金を義援金としてお渡しするという、ある意味、公益的な仕事を担っている団体だというふうに考えております。その会計について透明性を持たせるために厚生会の事務局長が監査役をするというのは、特に問題はないというふうに考えております。

○委員　厚生会の仕事って何ですか。

○人事課長　厚生会の仕事としましては、会員の厚生の充実を図り、会員の福祉の増進を図ることが目的となっています。具体的には厚生会の規約の中で事業の内容が定められております。例えば、保健体育等を含む厚生に関することだったり、互助給付に関すること、それから生活資金貸付けに関すること、必需品の購入及びあっせん並びに販売に関すること、福利厚生施設に関すること等が事業として定められております。

○委員　会員というのは誰ですか。

○人事課長 三浦市役所に勤務する常勤の職員が会員となっております。

○委員 実行委員会は市の職員ですか。義援シャツ販売実行委員会で販売をしたのは全て市の職員なのか……。ここに書いてあるからね、違うというのは明快なだけで。

市の職員ならば考えようがあるんですよ。仕事も、例えば商工会議所でそういう事務も必要だなと考えればできるのかなと思うんだけど、厚生会でやっているから。厚生会って何なんだって今聞いたらば、市の職員の福利厚生だと言っているわけですよ。だから、この実行委員会は市の職員の福利厚生だけじゃないだろうと。その監査役になっていて、だから市の職員の福利厚生とは違う仕事をしちやっているんじゃないかと言っているんです。

それと、規約をできれば頂きたい。

○人事課長 三浦市職員厚生会の規約は人事課のほうで持っています。

○委員 厚生会の規約をもらえるかどうか。

○委員長 それは準備できますか。

○人事課長 はい、できます。

○委員 その前の、厚生会の仕事とはちょっと逸脱しちやっているんじゃないのという話は。

○法制文書課長 当時の話なので臆測の域は出ませんけれども、この事業を行うに当たって、どこがそれを担うのかというのを恐らくは検討したと思います。窓口として職員からお金を集めたりします。ただ、それを市の事業として行うわけにはいきませんので、職員厚生会が担っていたということになると思います。

団体の構成員になることについては、先ほど権利能力なき社団という話をしましたけども、そういうことを約束できる権利は持っていますので、団体の構成員となることについては問題がないというふうに思っています。

○委員長 委員、これは政治倫理の審査会であって、そこはちょっと質問が違うんじゃないの。

○委員 藤田議員が絡んでいるからこうなっちゃっているんじゃないかという思いもあるわけ。

○委員長 聞いているのは、厚生会がやる仕事が違うんじゃないかみたいなことだから、そこは違うんじゃないのかな。

○委員 分かりました。まあ、ちょっと注意したほうがいいかなと思います。厚生会事務局長で入っているから、例えばポロシャツの注文、集金は厚生会でやって構わないと思うんですよ。だけど、ここに出るのは、どこがいいかというのはちょっと分からないけれど、厚生会では出れないんじゃないか、厚生会の仕事を逸脱しているんじゃないかというふうに思います。

注文についてなんですけれど、市の職員に対する注文の取りまとめは、これは厚生会事業としてやっているということなんですけれど、例えばポロシャツの注文自体は厚生会としてやっているということでもいいですよ。

○人事課長 市役所職員の注文を取りまとめて実行委員会に申し込んでいるという流れになります。

- 委員 厚生会が実行委員会に注文をする、発注するという形なんですか。
- 人事課長 繰り返しになりますが、厚生会は職員側の義援ポロシャツの注文を取りまとめて販売実行委員会に申込みをしている。発注自体は、義援シャツ販売実行委員会が受注者に対して発注をしているという流れになります。
- 委員 さっきもちょっと話したんですけど、誰と誰が契約をしているのかというのが明確になっていないんですよ。取りまとめは厚生会が行った。そうすると、厚生会が実行委員会に注文を発注する。実行委員会と厚生会が契約を結んだということになるのか、先ほど課長が言われる、職員一人一人が実行委員会に注文したという、職員一人一人が実行委員会と契約をしたという形になるんですか。
- 法制文書課長 そのように考えております。
- 委員 一人一人がですか。
- 法制文書課長 はい。
- 委員 これもちょっと外れちゃうのかもしれないけど、一人一人の契約のところ……
- 委員長 外れていると思うよ。今、当該議員の取扱い云々についてのことなので。
- 委員 いや、ちょっと待って。そうすると、一人一人の契約を厚生会の事業としてやっていいの。厚生会と実行委員会が契約を結んだということじゃないんですか。
- 法制文書課長 厚生会と実行委員会の間では、職員の注文を取りまとめる業務というか、その仕事の割当てがされていますので、厚生会としては実行委員会からお願いされている職員の注文の取りまとめをしているということになります。
- 委員 あくまでも職員一人一人が実行委員会と契約をしたということになるんですか。
- 法制文書課長 はい、そのように考えております。
- 委員 分かりました。それじゃ、しようがないですね。
- 委員長 あくまでもこれ、当該議員の……。
- 委員 厚生会だったらば問題なのかなというふうに思ったんですよ。厚生会が実行委員会と契約をしたということになると、ちょっとね。
- 委員長 それはまた違う問題じゃないかな。
- 委員 違うけど。それで、マリーとの関係が出てくるんだ、そうすると。一人一人が注文したということならば、職員一人一人がマリーとの関係なので。まあ、分かりました。

じゃ、小学校のTシャツに行きます。Tシャツの販売ですけど、150周年記念事業のために行ったということなので、これも話としては美しい話なんですけれど、少し気になるところがあるので、何点かお聞きをいたします。

まず、提出された資料で分からないところがあるので聞きます。通帳の7ページ、下の欄です。1年8月20日、3万8,700円。それで、領収書の5ページで3万8,700円支払ったよというのがあります。それで、通帳の8ページの5段目、お支払金額というところで11月7日、9万3,000円。

領収書の12ページ、9万3,000円とあります。領収書の8ページ、細かい話で申し訳ないんですけど、6,900円が通帳に出てきていないんですよ。さっき言った3万8,700円、9万3,000円の間の6,900円というのが出ていなくて、支払いがなかったのか。これは10月30日になっているのかな。

○学校教育課長　今この場で精査できませんので、改めて精査いたします。

○委員　お願いします。払ってなければ寄附行為になっちゃうし、でも、領収書があるからもらっているのかなと思うと、支出がないというのがちょっと分からない。

この通帳はよくできていて、出納帳になっているんですよ。手元にお金を置いていない。そういうやり方をしているので、非常にそれはいいと思う。手元にお金があると、そこでやり取りしちゃうと分かんなくなっちゃうんだよね。だから、売れた分は入金して、買ったときには支出するというやり方をしているので、このやり方はいいと思うんだけど、計算してちょっと合わない部分もあるんだけど……（「それはそれで」と発言する者あり）　ただ、6,900円というのが出てきていないんでね。じゃ、後でお願いします。

請求書の資料4の2ページ、これが支援協議会が児童——保護者も含めてなのかな——の注文を取る注文書です。それで、1枚1,600円、1枚1,900円、それと、白の120センチから140センチのみというのが1,300円で注文していることになりますよね。それで、その次の3ページ、これが仕入れで、マリーから仕入れをしていて、1,400円、1,700円というのは売値が1,600円、1,900円なので、200円上乗せをして販売した。ただ、1,300円のはそのまま1,300円で仕入れて、それで販売をした。200円上乗せしていないんですよ。何でなんですかね。（「課長に言われても分からないよね」と発言する者あり）　いや、教育長が校長のときの話なんでしょうから。

○委員長　課長が答えますか、分かる。

○学校教育課長　また後ほど答えたいと思うんですけども、たしか1回理由は聞いているんですが、今ここでメモを持っていないので。何か在庫があったとかそういう話だったと思うんですけども、ちょっと定かでないので、正確に確認してから答えるようにいたします。

○委員　在庫じゃなくて、その後、例えば6ページも1,300円、14ページも1,300円、12ページも1,300円というので、1,300円で仕入れて1,300円で売っているんですよ。200円上乗せしていないんですよ。そうすると、マリーの販売を学校が行っている。150周年記念で200円収入としてやるよということならば、手間暇かけて販売したということも分からないでもないんだけど、1,300円で仕入れて1,300円で売るといったらば、マリーの販売行為をそのまま行っちゃっている。

○教育長　今の件についてなんですが、当時の記憶というか、そういう形でのお話しかできない部分もありますので、記憶でお話ししますと、職員のTシャツを作って、平成28年10月の運動会ときに職員が着まして、当初の職員のTシャツを着て運動会をしたわけなんですけど、そのときに、先ほど学校教育課長の話にもありましたけれども、そのTシャツ欲しいよというお声をたくさん頂きました。では、ということで、150周年もこの先あるということで、その機運を高めるということ、そして、その150周年に向けて、Tシャツ1枚200円ということでプラスさせていた

だいて販売しようということで学校支援協議会が進めたということなんですけれども。

翌年の平成29年の運動会のときに、職員玄関のところに長机を出しまして即売会をしたんです。そのときに、大体こういうサイズが売れるだろうということで大量に注文して、そのときにすぐ渡せるような状況を整えました。そのときの注文が、どのサイズも満遍なく売れるのかなというふうな見込みもあったんですけども、実際には小さいサイズが若干残ってしまったということです。色も、白が残りが多かったかなと思うんですが、そういう在庫を抱える状況になりましたので、その後については200円上乘せしないで、在庫を早く処分するような形を取ろうということで支援協議会の中で話が出まして、そのような扱いになったというふうに記憶しております。

○委員 それは平成28年、29年の話ですか。

○教育長 運動会で即売会をやりましたのは、29年の運動会だったと思います。その後も続けてやったような記憶もあるんですが、とにかく最初にやったのは29年でした。それで、その後に在庫がないようにというふうなことで販売をすぐしたかどうかというのは記憶が定かではないんですが、もう少し後になってだったかなというふうに思います。

○委員 在庫というのは、どのぐらい残っていたなんて記憶はありますか。

○教育長 数は記憶ないですけども、小さいサイズの白が多かったというふうなことは記憶しております。

○委員 それで、例えば資料4の28ページ、令和3年3月ですから昨年ですかね。在庫がどれだけあったのかって、大量にあったのかな、そうすると。平成29年から令和3年、4年たっているんですよ。その1,300円の販売数量が40枚。その前にも、24ページ、29枚。これは令和2年です。なんていうのが出てきて、白Tシャツだけこんなに在庫があったんですかね……。違うな、これ買っているんだよね。仕入れているんですよ。在庫じゃないんだ、これ。資料4の28ページ、これはファッション&ギフト マリーから協議会が買った、数量40、この時点で1,300円で買っているんですよ。売値はこのときも1,300円ですか。注文書はずっと変えていないんですよ。

○学校教育課長 注文書は変えていないです。

○委員 だから、在庫じゃなくて、40枚を1,300円で買って、多分この40枚を売ったんだろうね。だから、1,300円で仕入れて1,300円で売ったということに……。

次の29ページで、これ注文だよ。120から140のところ、全部足すと多分40になるんだろうね。だから、在庫じゃなくて、このときは1,300円で仕入れて1,300円で売っているんですよ。たまたま平成29年のときにそういうことがあったかもしれないですけど、この令和3年のときには1,300円で仕入れて1,300円で売っている。マリーの販売を手伝っちゃっているということにならないですかね。

○学校教育課長 いずれにしても、学校と確認をしてからお答えできるようになるかなと思います。今の場では分かりかねますので。

○委員長 いいですよ。

○委員 次に、マリーに決めた経緯についてなんですけれど、平成28年5月に職員向けのTシャツを作ってもらったということなんですけど、なぜマリーに作ってもらったのかという経過を教えてくださいいただけますか。

○教育長 職員のTシャツを作ろうという話がまず出ました。平成28年、私が校長になった年なんですけど、そのときは既に三崎小学校にはTシャツがあったんです。かなり濃い紺色に校歌の歌詞が書かれた、文字だけのTシャツというのは既にあったんですが、私が校長になったときに、職員ってすぐ分かるような、例えば遠足ですとか運動会ですとかそういう行事のときに、「あそこに先生がいるよ」ってすぐ分かるような、そういうTシャツ欲しいねというふうな話が出ました。

それで、デザインなどを考えていたわけなんですけれども、その中で、私もそうなんですけれども、職員の中に東日本大震災の被災地の出身の者がおりました。そんな話もしながらデザインを考えていたというふうに記憶していますけども、そうした中で、自分たちの作るTシャツに義援金、東日本大震災の被災地を支援するようなことを一緒にできたらいいねというふうな話になって、私も市の職員でしたので、市が支援シャツを作って、1枚500円上乗せして活動しているということを十分承知しておりましたので、じゃあ、そういう取扱いをしているマリーさん——藤田議員のところに話を聞いてみるといいかもねというふうな話をしまして、当時の教頭がマリーさんのほうに、こんなことなんだけれどもできるかというふうなことでの相談をしたということがありました。

そして、マリーさんのほうで商工会議所のほうに問合せをしてくださった結果、当時、市制60周年の年だったと思いますので、のぼりを持ったツナ之介のデザインだったと思いますが、そのマークを入れて、義援金500円をもらえるならばいいですよというふうな話になったというふうなことだったので、じゃあ、お願いしますということで、そのままマリーさんにTシャツの注文をお願いしたということになります。

○委員 資料5のところ、その辺のくだりがあるにはあるんですけど。それで、資料2の4の一番下を見ると、義援シャツは、ボタンダウンのポロシャツとポロシャツはマリーなんですよ。Tシャツは、やなぎやなんですよ。なので、Tシャツを作ろうといったときに、何でやなぎやさんに相談しなかったんですか。

○教育長 先ほど申し上げたように、当時のTシャツを作ろうというのは、義援金シャツを作ろうなんていうことではなくて職員のTシャツを作ろうという話でしたので、そのときには、最初からマリーに頼もうというふうな話ではなくて、例えばユニクロでもやっているよみたいな話もありながら、ネットでも頼めるよというふうな話もありながらデザインを考えていった中で、職員のTシャツに義援金をというふうな話があったので、その関係でマリーさんに相談したということになります。

○委員 だから、なぜマリーだったのかというのを聞いたかったんです。

○教育長　それは先ほども申し上げましたけども、義援金のシャツを扱っていたということで、どこの店が何を扱っていたということまでは詳しくは承知しておりませんでしたけれども、マリーさんがそういう義援金のシャツを扱っていたということは承知していたので相談をしたということでもあります。

○委員　分かりました。

その後、この資料5でいくと、真ん中辺りに書いてあるんですけど、平成28年10月、三崎小学校のオリジナルTシャツ、義援金なし。150周年事業支援のための寄附200円を上乗せした金額で、保護者、児童、地域住民、職員を対象に販売を開始して現在に至るといふくだけがあるんですけど、これは職員のTシャツをマリーに頼んだので、その流れでマリーに頼んだということなんですか。

○教育長　職員が平成28年の運動会のときに着たTシャツ、何が人気だったかという、背中のマークだったんです。そのマークを入れたTシャツが欲しいということだったので、そのマーク——ロゴの版を持っているのがマリーさんでした。それで、保護者も買えるようなTシャツをと——いうふうなことになったときに、支援協議会——PTAの役員さんなどがなっているんですけども、そういう方などにお話をした結果、じゃあ、150周年に向けてということで、そのマークを使って、義援金なしです。ツナ之介のマークは入らないんですけども、ツナ之介は左腕のところにもマークがあったと思うんですけども、左の胸のところにも三崎小150周年というふうなことの文字の入った丸いマークを新たにつけて、そしてTシャツを作って、それを支援協議会のほうでやろうと。版を既に作ってありましたので、その版代はそれほど安くない金額だったかなと思いますけども、それを活用するといふねというふうな話に支援協議会の中でなって、そして継続してマリーさんに頼んだということでもあります。

○委員　職員の一人一人がマリーさんから買ったということに関しては別に問題ないと思うんですけど、協議会でもマリーに発注しようということで、市議会議員が代表をしているところに発注することに疑問とかちゅうちょはなかったですか。

○教育長　市議会議員さんというよりは、既に頼んでいるマリーさんということでの、支援協議会の中で話をして継続して頼もうということになりましたので、特に市議会議員さんであるからとかということではなかったというふうに記憶しております。

○委員　職員個人個人で買うというのは別に問題ないと思うんですよ。ただ、学校が絡んでいく協議会の発注者が議員だということは特に考えなかったんですか。

○教育長　そこは、市議会議員ということは一切考えずに、既に頼んでいたマリーさんということでの継続だったというふうに記憶しております。

○委員　PTAの集まりか何かで、例えば、保護者に発注先がマリーだよなんていうことは言ったことはありますか。

○教育長　特にそういうことは言ったことはないと思います。

- 委員 さっきの話ですと、マリーの前にもTシャツを作っていたということだったんですけど、そこに発注をするなんていうことは考えなかったんですか。
- 教育長 以前作っていたTシャツということについては、ネットでの注文だったということで聞いております。
- 委員 例えば、職員が最初、職員のTシャツを買うというところとか、支援協議会で発注するというので、ネットでという選択肢はなかったんですか。
- 教育長 先ほど申し上げましたように、そもそもの職員のTシャツにつきましては、どこに注文するかということを経験から考えていたわけではなくて、Tシャツに義援金を乗せられないかということでの話でマリーさんということだったわけですが、それに引き続いてということですから、版があるということも含めてマリーさんに頼むのが適当だろうということで、支援協議会の中での話になったというふうに記憶しております。
- 委員 支援協議会の運営要綱というのがあるんですけど、これは平成28年4月1日施行になっているんですけど、職員向けのTシャツを作るときには、児童にも販売することを決めていたんですか。
- 教育長 児童の体操服としてもそのTシャツは使っているわけなんですけど、それまでの体操服というのは結構生地が厚いものが多いので、夏などは汗をかくとなかなか乾かないというふうな話もあったので、そのTシャツが速乾性の生地だったものですから、体操服としても認めて子供用にも販売するといいいんじゃないかということでしたので、子供用も作ったということになります。
- 委員 要綱の第2条で、協議事項なんですけど、祝儀等の支出及び管理に関する事、それをやるよということになっているんですけど、それまでは学校支援協議会ではなくて、どういふふうに扱っていたんですか。祝儀とかそういうのはどこが扱っていたんですか。
- 教育長 支援協議会で扱っていたというふうに記憶しております。
- 委員 いや、この要綱は平成28年4月1日からとなっているんですよ。だから、その前は支援協議会というのはなかったのかなと思うんですけど。
- 教育長 その以前の話というのは十分承知していないところもありますけれども、支援協議会というのを各学校でつくろうというふうな話になったのは、そもそもは、学校などで行事のときに祝儀を受けていたものに対して、目安箱だったかと思うんですが、そういうことを学校が受けていいのかというふうな投書があったというふうに記憶しております。そのときに、やはり祝儀などについては地域の方の気持ちであると、学校を助けたい、支援したい、子供たちのためにといいというふうな気持ちがあることなので、それをぜひ受けるような形が整えられないかというふうな話がありまして、それを受けるための受皿として支援協議会という組織をつくろうということになりました。
- そういうことの話をしたときに、どの学校もすぐにそれをつくったわけではなくて、そういう必要が出たときにつくるというふうなことだったと思いますので、学校によって協議会がつくら

れた年といえますか、ときといえますか、そういうものは違っていたと思います。

○委員　それで、通帳なんですけど、3ページ、通帳が作られたのが平成28年10月18日、新規。この上に書いてある4万円、多分これは寄附ですかね。8名の方から寄附があつて、4万円で新規に作っているんですけど、その前は祝儀というのはどのように扱っていたんですか。

○教育長　承知しておりません。

○委員　持ち金というか、手持ちのお金なんかは繰越金としてはなかったんですか。

○教育長　承知しておりません。

○委員　でも、教育長は平成28年から校長になったんですよね。

○教育長　私が校長になった後にご祝儀など頂いたものを、その通帳に入れたということであり
ます。

○委員　その前はどうなっているかというのは分からないんですか。

○教育長　承知しておりません。

○委員　それも問題だな。

要綱の第7条、監査というのがあるんですけど、監査は毎年行われているんですか。

○学校教育課長　監査は行っております。

○委員　分かりました。

請求書の資料5の2ページ、これは2017年2号月の「三浦市民」なんですけれど、これで「販売中」となっていますね。なぜ「三浦市民」で販売をしたんですか。

○教育長　150周年に向けての機運を高めたいという思いもあつてのTシャツの販売でしたけれども、販売して間もなく、学区の方々、下町の区ごとにまとめていただいたところもありましたけれども、そういう、三崎小学校のTシャツを買うことによって150周年の少しでも足しになればという気持ちも頂いたりという中で多く買っていただいたこともありましたので、市内それぞれ、三崎小学校出身の方もいるでしょうし、150周年という、日本でも一番古い学校と……、150周年を迎える学校なんていうのは本当に全国にほとんどないような、そういう大イベントでありますので、それを市民の方々にも呼びかけて気持ちを頂いてという中で、さらに150周年に向けての機運を高めたいという思いで載せたということでもあります。

○委員　問合せが小学校になっているんですけど、なぜ小学校にしたんですか。

○教育長　支援協議会の事務局が三崎小学校でありますので、そこに確かに支援協議会というふうに載せるべきだったのかもしれませんが、分かりやすいということでの「三崎小学校」という記載であったと思います。

○委員　支援協議会の事務局というのは、どういうあれですかね。要綱では事務局というのはいんですけど。

○教育長　言葉は適切ではなかったかもしれませんが、その事務を預かっている者——実際には教頭ですけれども——であります。

- 委員 事務は校長になっているんですよ。第5条。
- 学校教育課長 要綱上ではそのように示しておりますけれども、実際に、通帳の名義も含めて実務は教頭が行っておるのが実態です。
- 委員 Tシャツなんですけど、例えば資料4の2ページ、さっきもあった注文書なんですけど、これは支援協議会が児童、保護者、市民の方に注文を取ったときの書式だと思うんです。ですから、注文は支援協議会が行っている。それと、資料4の5ページです。さっきもありましたけれど、マリーに注文しているのが小学校。戻って4ページ、納品書、マリーが納品をした先が小学校。戻ってページ3、マリーが請求をした先が小学校、マリーがお金を頂いた先が小学校。そうすると、マリーと誰が契約をしたのかということになると、小学校とマリーが契約をしたということになるんですか。
- 学校教育課長 先ほどもお答えしたんですけれども、事務の処理としては適正でない部分があったというふうに、私のほうからは学校のほうの注文書についても学校名で書いてしまっていたという部分をお答えさせていただきました。それを受けて領収書も納品書もマリーさんのほうで三崎小学校と書かれたと思うんですけれども。そちらについては、もちろん支援協議会として注文したという認識ではあるんですけれども、事務処理が適正ではなかった。現在は適正な形に直しております。
- 委員 5年間も適正じゃない状態が続いたということなんですか。
- 学校教育課長 これ以外にも支援協議会で使う部分というのはあるんですけれども、そこに対するすみ分けの意識という部分はしていなかったもので、それについては十分周知して、今は修正しているところでございます。
- 委員 誰も気がつかなかったんですかね。
- 学校教育課長 過去の状況を見る限り、そのようだと思われま。
- 委員 そうすると根底が狂っちゃうんだよね。支援協議会でやっているよと言っておきながら、小学校の名前で全部やっているということになっちゃっているんですよ。
- 学校教育課長 その部分については意識が薄い部分としっかり意識している部分があると思うんですけれども、お金の出入りについては通帳でしっかり管理して、全く別物、公費は使っていないです。なので、出しているほうとしても、支援協議会として発注しているという意識はあったと思うんですけれども、実際の事務の部分は学校の教員がやっていますので、その意識については確かに甘かったなというふうに思っております。
- 委員 それで、さっきの注文書なんかを見ると、児童、それと保護者、地域住民、さっき区からも注文があったなんていう話もあったんですけど、その注文の取りまとめは誰が行ったんですか。
- 学校教育課長 注文については教頭のほうで取りまとめております。
- 委員 児童一人一人、教頭が取りまとめている。

- 学校教育課長　　まず、希望者の申込みについてなんですけども、随時というわけではなくて、年に何回か、それも不定期です。要は、いつ渡して、今回この期間からこの期間募集しますというのを学校通信等でお知らせします。それで、希望者は担任に声をかけて、担任のほうから申込書をお渡しする。担任のほうでは持ってきたものを預かるんですけども、それを教頭のほうで集約していくという形になっていると聞いております。
- 委員　　学校通信でお知らせをして、それで、買いたいよという児童がいた場合は担任に申し込むという形なんですか。
- 学校教育課長　　そのように聞いております。
- 委員　　申し込んで、お金の支払いなんかはどのようにしていたんですか。児童から担任の先生に渡ってという形ですか。
- 学校教育課長　　申込みの際に持ってくるのか、後から品物と入替えでお金を渡すのかについては、改めて確認してからお答えしたいと思います。
- 委員　　それはどっちでもいいんだけど、担任が集金をしていたということなんですね。
- 学校教育課長　　確認してお答えしたいと思います。
- 委員　　Tシャツを児童に渡すのは担任がやっていたんですかね。
- 学校教育課長　　そちらについても確認してからお答えいたします。
- 委員　　学級通信を作って周知をして、担任に申し込むというところまでは、これでオーケーですね。
- 学校教育課長　　学級通信は、私は確認していません。学校通信です。学校通信で周知しているのは確認しておりますけども。
- 委員　　学校通信では周知をしたというのはオーケーね。
- 学校教育課長　　確認しております。
- 委員　　担任が申込みを受けたというのもオーケーね。
- 学校教育課長　　お金の受渡しも含め、商品の受渡しも含め、改めて確認して正確なものをお答えしたいと思います。
- 委員長　　そこは確認しないといけないので。
- 委員　　それで、さっきも言ったんですけど、要綱には事務は校長が行うと書いてあるんですけど、さっきの話でいくとお金の管理、通帳の名前が教頭先生になっていたり、あと教頭の名前が出てくるというのが何かあるのかな……注文書に出てくるのか。例えば、資料7ページですかね。三崎小Tシャツ注文で、マリーに注文しているのが教頭の名前になっています。そうすると、要綱で事務は校長が行うとなっているんですけど、校長の職務命令として事務を教頭にやってもらったり、学校通信を発行したりという解釈でいいんですかね。
- 教育長　　支援協議会のメンバーに教頭も入っておりますので、それで教頭が行っているということでもあります。

- 委員 学校通信は教頭が作っているんですか。
- 教育長 校長が書く部分とか、教頭が書く部分とかありますけれども、例えば学校だよりですと、学校での子供たちの様子、行事の様子ですとか、あとはPTAの活動の様子などを伝える場合もありますけれども、それと同じように支援協議会のことをお伝えしたということでもあります。
- 委員 申込みだとか集金だとか、物の渡し——Tシャツを渡したというのが確認できていないんですけれど、担任の先生はこの支援協議会のメンバーではないですね。
- 教育長 お金などについても、直接子供が職員室に持ってくる、そして品物を渡すときにも子供が職員室に来て、または親が学校に来て渡すということがほとんどだったと思います。ただ、学校の場合には、例えば子供がおうちからお金を預かってきた場合に、担任の先生に預けるということはケースとしてあります。そのようなこともありますので、先ほどのような答えであるというふうに思います。
- 委員 そうすると、担任が預かる場合もあるということですね。
- 教育長 場合もあるというふうなことでしたけれども、子供が担任に預けたときに、「それは私が預かるものではないから、職員室に持っていきなさい」というふうなことは言いませんので、そのように扱っているということでもあります。
- 委員 流れとしては、そうなると思うんですよ。
- 議長 委員、ちょっといいですか。審査会なので……
- 委員 だから、これからいきます。職員が職務中にTシャツの販売——申込みを受けたり、集金をしたり、Tシャツを渡したりということになるんですけど、それと、例えば注文書を作ったりなんていう手間は誰がやったんですか。
- 学校教育課長 注文書等については、当然、学校支援協議会のほうですので、実務的には教頭が行っています。先ほどもお話ししましたがけれども、教員の職務って多岐にわたっていて、本務とそれ以外というのは明確に分けづらい。ただ、先ほども言いましたが、今回、支援協議会という任意団体の場合には、本務に影響のない時間に行っていると解釈してきました。ただ、これを職専免——職務専念義務免除とするかどうかについては、今後、教育委員会において検討していきたいとは考えております。
- 委員 そこなんです。職務に影響がないようにということなんですけれど、かなりの金額になるんですよ。それで、通帳を見ても分かるように、結構頻繁に出し入れしたりしているんですけど、本務に影響がないようにとは言っているんですけど、大丈夫なんですか。
- 教育長 学校の業務に関して滞りがあったというふうなことは一切ありませんでしたので、業務に支障がなかったというふうに判断しております。
- 委員 業務に支障がないからいいという解釈でいいんですか。
- 教育長 業務に支障がない範囲でというふうなことを先ほど申し上げましたが、その分、時間外のところでその業務を行っていたということもあるかと思います。

- 委員 時間外って、手当は出ているんですか。
- 教育長 学校の校務とは違いますので、職専免でもないということです。学校の時間外に行うことについては問題ないということで解釈しております。
- 委員 職務時間でTシャツの販売の行為も行ってたということですね。それによって時間外が出たなんていうことは考えられないですか。
- 教育長 そういうふうにならないようにしておりました。
- 委員 職務中にTシャツの販売をするというのは大丈夫なんですか。
- 教育長 先ほど課長が申し上げたように、職務に支障のない範囲で行ったということでありませう。かつ、当時の学校の業務に関しまして、滞った部分はなかったというふうに解釈しております。
- 委員長 委員、あくまでも政治倫理だから。何かほかのところへ行っちゃっているから、そこはきちっとわきまえて。
- 委員 では、法制に聞きます。本務に影響がなければTシャツの販売をしてもいいのか。これは厚生会事業でも何でもないんだよね。
- 法制文書課長 地教行法の中で認められている部分がどこまで及ぶのかというのは判然としませんので、私のほうでお答えすることができません。
- 委員 地方公務員法の30条というのがあるんですよ。（「教育委員会と話しているわけじゃないでしょう」「今回の審査会でそこまでやる必要があるのか」と発言する者あり） 何でそういう業務をやったのか、何でそういう取扱いをしたのかというところを知りたいんですよ。
- 委員長 そこはまた別の問題になっているから。
- 委員 いや、「何で」が、相手がマリーなんだというのがあるから聞いているんです。
- 委員長 それは分かるけど、方向がちょっと違うかなと。それはここでじゃなく、また別の場面でやるところだと。
- 委員 問題のようなことを何でやっているのかというのを突き止めたいたんですよ。マリーだからなのかということを知りたい。（「違うと言っていた」と発言する者あり） だって、そこは質問していない。まだ言ってないじゃん。（「さっき質問していたじゃない、教育長に」「協議会の運営にけちをつけることとちょっと違うと思うんです。それがどういうふうにマリーと結びつくのか」と発言する者あり） 何で法制が判断できないようなことをやっているのかなということなんです。（「課長が答えたように、ちょっと至らなかった点というのは認めているので、それで理解をしていただきたい」と発言する者あり） それは違うでしょう。小学校の名前でやったというのが適正でなかったというのを認めているんだけど、そのことを言っているんじゃないんですよ。何で販売行為を教員がやっていたのかということ。（「学校の先生だもの、子供との間の橋渡しだもの。それは仕方ないことですよ」「これ以上進めていくと、ほかの方向に行っちゃう。そんなことをやっていいのかということになる」「学校の先生を責めている」と発言す

る者あり) いやいや、そこまで言っていないよ。(「言っているよ」と発言する者あり) だから、何でそのところまで……。

○委員長 休みましょうか。では、暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時00分再開

○委員長 再開いたします。

午前中に引き続き、質疑をお願いいたします。

○委員 午前中、いろいろお聞きして、何点か調べて報告するというのがありました。1点目は、通帳に6,900円の支出がないということ。2点目は、1,300円のTシャツが、仕入れ値と販売価格1,300円、何でなのかということ、Tシャツの申込み、あと集金、引渡しですかね。そういう一連のものを誰が行っていたのかというのを確認するという事になっていたので、確認をしていただきたいと思います。その後、その結果を聞いてから審査を進めたいと思いますので、今日はこれで終わります。

○委員 職員の皆様には、午前中から議会のほうに来てくださって、ありがとうございます。私も1、2点なんですけど、確認させてもらいたいと思います。

最初に、人事課のほうで1点お願いします。ポロシャツについてなんですけれども、午前中の審査の中で、業者の選定については商連が関わっているというふうなお話がありました。それで、ポロシャツの受注業者というのは毎年度選定をしているのか、そういうことについては把握されていますか。

○人事課長 毎年どのように選定をしているかということは存じ上げておりません。

○委員 そうすると、この次の質問も分からないかと思いますが、見積りを毎年取っていたとか、ほかにポロシャツの受注をしたいという業者がいたとかということも分からないということですね。

○人事課長 委員おっしゃるとおりです。

○委員 分かりました。これでポロシャツのこの確認は終わりにします。

次、Tシャツのことについてですけども、今問題となっている、三崎小学校のTシャツをマリ一さんが受注したことが政治倫理条例に抵触しているのではないかというようなことが市民のほうから投げられていまして、それを判断しているということでございます。それで、藤田議員に聞いたときに、このTシャツを受注するに当たって小学校の担当者の方と、政治倫理条例に抵触している、抵触していないかを確認して受けることになったというふうにおっしゃっていたんですけども、その担当者というのがどなたかということは把握していますか。

○学校教育課長 私のほうでは存じ上げません。

○委員 Tシャツは令和3年度から別の業者が受注するようになったというようなことが確認で

きています。それで、藤田議員のほうは、令和2年度よりももっと前から、業者がいるならば代わっていただきたいというような話をしていたわけですけども、いつ頃からそういう話があったかということは分かりますか。

○学校教育課長　そちらについても、私のほうでは把握しておりません。

○委員　そうですね。これ以上はなかなか聞けないので、しょうがないですね。

それで、教育長にもちょっと聞かせてもらっていいですかね。教育長と藤田議員の関係性といったところについて聞かせてもらいたいと思います。藤田議員と及川教育長が非常に懇意にされている、そのことが教育長を擁護するような発言になったのではないかというふうなことが、今回の陳情者というか請求者のほうから言われているわけですけども、改めて教育長と藤田議員のお二人の関係性について聞かせてもらっていいですか。

○教育長　言葉として「懇意にしている」ということが出ていますけども、何をもってそういうふうに言っているかということとは理解できません。関係性ということであれば、委員と同じような関係であるというふうなことであります。

○委員　そうしたら、教育長になられてからというか……課長をやられたときからというふうなことが請求書のどこかに書いていたかな。でも、人から後ろ指さされるようなことは何一つしていないということで理解してよろしいですね。

○教育長　全くありません。

○委員　分かりました。いいです。ありがとうございます。

○副委員長　質問ではなくて、意見だけ言わせていただければなと思うんです。

市側の皆さん、ご答弁頂きましてありがとうございます。その中で、三崎小学校のTシャツでは、過去に適正に処理されていなかった部分もあったようではありますけれども、現在は適正に処理されているということですし、市費、公費も使用されていないという確認も取れました。義援ポロシャツについても問題ないということでしたので、今日のこの件について、これ以上の議論は必要ないと私は思っております。

しかしながら、ほかの委員もおっしゃっていましたが、疑いを持たれてしまったことは事実でありますので、今後は慎重な姿勢で取り組んでいただきたいなという思いであります。

以上です。

○委員　ごめんなさい、もう一個確認させてもらいたいのがあったので、いいですか。学校教育課をお願いします。資料4の17ページ、ここで領収書のコピーが添付されているんですけども、何か不自然さを感じてしまう部分なんですけども、ここはどういったものが隠れているというか、そういうのって分かりますか。

○学校教育課長　現物をコピーしたのは私なんですけども、そのときには全く気づかなかったです。そのまま印刷しています。

○委員　そうしたら、できればこの原本を一度確認させてもらって、ここに何が隠れているのか

というのを見させてもらいたいんですけども、その点いかがでしょうか。

○学校教育課長 即座の対応は難しいんですけども、お時間を頂ければ。

○委員 よろしくお願ひします。

○委員長 他に。（「なし」の声あり） 他になければ、以上で質疑を終了いたします。

参考人におかれましては、ご退席いただいて結構でございます。

[参考人 退席]

○委員長 及川教育長をはじめ職員の皆さんには、お忙しい中ご協力いただき、大変ありがとうございました。

本日の審査は以上で終了いたします。

次回の開催日時については、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。
